一〇　石油ガス税法の一部改正関係（第一〇条関係）

罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　脱税犯に係る法定刑の引上げ

脱税犯に係る懲役刑の上限を一〇年（改正前五年）に、罰金刑の上限（定額部分）を一〇〇万円（改正前五〇万円）にそれぞれ引き上げる。（第二八条関係）

㈡　秩序犯に係る法定刑の引上げ等

(1)　秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前一〇万円又は五万円）に引き上げる。（第二九条関係）

(2)　科料規定を廃止する。（旧石油ガス税法第二九条及び第三〇条関係）

一一　石油石炭税法の一部改正関係（第一一条関係）

罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　脱税犯に係る法定刑の引上げ

脱税犯に係る懲役刑の上限を一〇年（改正前五年）に、罰金刑の上限（定額部分）を一〇〇万円（改正前五〇万円）にそれぞれ引き上げる。（第二四条関係）

㈡　秩序犯に係る法定刑の引上げ等

(1)　秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前一〇万円又は五万円）に引き上げる。（第二五条関係）

(2)　科料規定を廃止する。（旧石油石炭税法第二五条及び第二六条関係）

一二　航空機燃料税法の一部改正関係（第一二条関係）

罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　脱税犯に係る法定刑の引上げ等

(1)　脱税犯に係る懲役刑の上限を五年（改正前三年）に引き上げる。（第二〇条関係）

(2)　納税者の代理人等（行為者）が、納税者の業務等に関して脱税に係る違反行為をした場合における納税者の業務主（法人又は業務主たる個人）としての罪の公訴時効期間を代理人等（行為者）に係る罪の公訴時効期間によるものとする。（第二二条関係）

㈡　秩序犯に係る法定刑の引上げ等

(1)　秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前一〇万円）に引き上げる。（第二一条関係）

(2)　科料規定を廃止する。（旧航空機燃料税法第二一条関係）

一三　電源開発促進税法の一部改正関係（第一三条関係）

罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　脱税犯に係る法定刑の引上げ等

(1)　脱税犯に係る懲役刑の上限を五年（改正前三年）に引き上げる。（第一三条関係）

(2)　納税者の代理人等（行為者）が、納税者の業務等に関して脱税に係る違反行為をした場合における納税者の業務主（法人又は業務主たる個人）としての罪の公訴時効期間を代理人等（行為者）に係る罪の公訴時効期間によるものとする。（第一五条関係）

㈡　秩序犯に係る法定刑の引上げ等

(1)　秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前一〇万円）に引き上げる。（第一四条関係）

(2)　科料規定を廃止する。（旧電源開発促進税法第一四条関係）

一四　印紙税法の一部改正関係（第一四条関係）

1　罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　脱税犯に係る法定刑の引上げ

脱税犯に係る懲役刑の上限を三年（改正前一年）に、罰金刑の上限（定額部分）を一〇〇万円（改正前二〇万円）にそれぞれ引き上げる。（第二二条関係）

㈡　秩序犯に係る法定刑の引上げ等

(1)　申告書不提出等の秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前一〇万円、五万円又は三万円）に引き上げる。（第二三条関係）

(2)　印紙不消印犯等に係る罰金刑の上限を三〇万円（改正前三万円又は一万円）に引き上げる。（第二四条関係）

(3)　科料規定を廃止する。（旧印紙税法第二三条～第二六条関係）

2　保険法の制定を踏まえ、印紙税の課税物件である保険証券の範囲について明確化を図ることとした。（別表第一関係）

一五　国税通則法の一部改正関係（第一五条関係）

罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　税務職員の守秘義務違反に対する罰則の見直し

国税の調査又は国税の徴収等に関する事務に従事している者又は従事していた者の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定（二年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金）を設ける。（第一二六条関係）

㈡　秩序犯に係る法定刑の引上げ

秩序犯に係る罰金刑の上限を三〇万円（改正前三万円）に引き上げる。（第一二七条関係）

一六　国税徴収法の一部改正関係（第一六条関係）

罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　滞納処分免脱犯に係る法定刑の引上げ

滞納処分免脱犯に係る罰金刑の上限を、納税者又はその財産を占有する第三者については二五〇万円（改正前五〇万円）に、これらの者の相手方については一五〇万円（改正前三〇万円）にそれぞれ引き上げる。（第一八七条関係）

㈡　秩序犯に係る法定刑の引上げ

秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前一〇万円）に引き上げる。（第一八八条関係）

一七　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正関係（第一七条関係）

1　題名を租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に改めることとした。

2　租税条約等の相手国等の税務当局に対し、当該租税条約等に定めるところにより、租税に関する情報の提供を行うことができる旨の規定を創設することとした。（第二条及び第八条の二関係）

3　罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　秩序犯に係る法定刑の引上げ

秩序犯に係る罰金刑の上限を五〇万円（改正前二〇万円）に引き上げる。（第一三条関係）

㈡　税務職員の守秘義務違反に対する罰則の見直し

国税通則法に国税の調査等に関する事務に従事している者又は従事していた者の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定を設けることに伴う所要の整備を行う。（旧租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第一三条関係）

一八　租税特別措置法の一部改正関係（第一八条関係）

1　個人所得課税

㈠　信託の受託者等がその信託の受益者等に対して交付する上場株式配当等の支払通知書の交付期限を、その配当等の支払の確定した日から四五日以内（改正前一月以内）とする等の措置を講ずることとした。（第八条の四関係）

㈡　上場特定受益証券発行信託について、次の措置を講ずることとした。（第九条の四の二及び第三七条の一〇関係）

(1)　上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、内国法人等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配を追加する。

(2)　居住者等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を、株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税する。